

平成 26 年 1 月 30 日

関係課長
関係団体 様

健康福祉局健康部食品衛生課長

ノロウイルスによる食中毒の発生予防について

標題の件につきまして、別添(写)のとおり厚生労働省から通知がありました。通知における事例や、本年市内で発生した 3 件のノロウイルス食中毒事例では、不顕性感染※した調理従事者による食品の二次汚染が原因と疑われました。また、手袋の衛生管理の不備も指摘されています。

引き続きノロウイルス食中毒の発生しやすい状況が続くため、貴課の管轄する施設に対し、食品の調理行為に関して、下記の点を注意喚起していただくよう配慮願います。

※ノロウイルスに感染していても症状のない人

記

- 1 無症状でも調理従事者自らがノロウイルスを保有しているという前提で、手洗いの徹底、食品の取り扱いに十分注意すること
- 2 手袋を過信することなく、手袋着用前に十分な手洗いを行い、着用後も定期的に交換すること
- 3 施設内で、手の触れる箇所及び食品の触れる箇所は重点的に洗浄消毒を徹底すること

別添「ノロウイルス対策マニュアル(簡易版)」参照

(食品衛生係)